### (19) **日本国特許庁(JP)**

# (12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2012-103612 (P2012-103612A)

(43) 公開日 平成24年5月31日(2012.5.31)

(51) Int.Cl.

 $\mathbf{F}$  1

テーマコード (参考)

GO3G 15/20

(2006, 01)

GO3G 15/20 510

2H033

審査請求 未請求 請求項の数 7 〇L (全 23 頁)

(21) 出願番号 (22) 出願日 特願2010-253998 (P2010-253998)

平成22年11月12日(2010.11.12)

(71) 出願人 303000372

コニカミノルタビジネステクノロジーズ株

式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号

(74)代理人 110001195

特許業務法人深見特許事務所

(72) 発明者 水野 浩

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式

会社内

(72) 発明者 松浦 晋也

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式

会社内

最終頁に続く

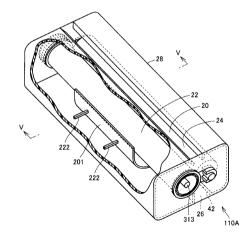
## (54) 【発明の名称】定着装置および画像形成装置

## (57)【要約】

【課題】画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させることなく、定着工程で消費する電力の省エネルギ化を図ることを可能とする構造を備える、定着装置および画像形成装置を提供する。

【解決手段】ニップ領域nの第1通過領域L1に対向する位置にのみ熱線反射部材201が配置され、第3通過領域L3に対向する位置には熱線反射部材は設けられていない。

【選択図】図4



## 【特許請求の範囲】

### 【請求項1】

加圧ローラと加熱ローラとを備え、異なる幅を有する複数枚の記録部材を、前記加圧ローラと前記加熱ローラとが接するニップ領域を通過させて、前記記録部材上のトナー像を加圧および加熱して前記記録部材に前記トナー像を定着させる定着装置であって、

前記ニップ領域は、最小幅を有する前記記録部材が通過する第1通過領域と、前記第1通過領域を含み、最小幅を有する前記記録部材よりも大きい幅を有する前記記録部材が通過する第2通過領域と、前記第2通過領域において、前記第1通過領域の両側に位置する第3通過領域と、が規定され、

前記加圧ローラおよび前記加熱ローラの少なくともいずれか一方の外側において、前記第1通過領域に対向する位置に前記加圧ローラおよび前記加熱ローラから輻射される熱を反射する第1熱線反射部材と、前記第3通過領域に対向する位置に前記加圧ローラおよび前記加熱ローラから輻射される熱を反射する一対の第2熱線反射部材とが配置され、

前記第2熱線反射部材は、前記第2熱線反射部材の内表面から前記ニップ領域の前記第 1通過領域までの距離を変更するための距離可変機構を含む、定着装置。

#### 【請求項2】

前記第1熱線反射部材および前記第2熱線反射部材は、前記加熱ローラに対向する位置に配置され、

前記距離可変機構は、前記第2熱線反射部材の内表面から前記加熱ローラの表面までの距離を変更する機構を含む、請求項1に記載の定着装置。

#### 【請求項3】

前記距離可変機構は、

前記第2熱線反射部材の内表面から前記加熱ローラの表面までの距離が、前記第1熱線反射部材の内表面から前記加熱ローラの表面までの距離よりも遠くなる第1距離位置と、前記第2熱線反射部材の内表面から前記加熱ローラの表面までの距離と、前記第1熱線反射部材の内表面から前記加熱ローラの再動に対して傾斜することにより、前記第2熱線反射部材の内表面から前記加熱ローラの表面までの距離が、前記第2熱線反射部材の位置によって異なる第3距離位置とが、

選択可能に設けられている、請求項2に記載の定着装置。

#### 【請求項4】

加圧ローラと加熱ローラとを備え、異なる幅を有する複数枚の記録部材を、前記加圧ローラと前記加熱ローラとが接するニップ領域を通過させて、前記記録部材上のトナー像を加圧および加熱して前記記録部材に前記トナー像を定着させる定着装置であって、

前記ニップ領域は、最小幅を有する前記記録部材が通過する第1通過領域と、前記第1通過領域を含み、最小幅を有する前記記録部材よりも大きい幅を有する前記記録部材が通過する第2通過領域と、前記第2通過領域において、前記第1通過領域の両側に位置する第3通過領域と、が規定され、

前記加圧ローラおよび前記加熱ローラの少なくともいずれか一方の外側において、前記第1通過領域に対向する位置に前記加圧ローラおよび前記加熱ローラから輻射される熱を反射する第1熱線反射部材と、前記第3通過領域に対向する位置に前記加圧ローラおよび前記加熱ローラから輻射される熱を反射する一対の第2熱線反射部材とが配置され、

前記ニップ領域から前記第 1 熱線反射部材の内表面までの距離よりも、前記ニップ領域から前記第 2 熱線反射部材の内表面までの距離の方が遠くなるように設けられている、定着装置。

## 【請求項5】

前記第1熱線反射部材の内表面から前記ニップ領域までの距離、および前記第2熱線反射部材の内表面から前記ニップ領域までの距離は、前記加圧ローラの軸芯および前記加熱ローラの軸芯を含む仮想平面上において、前記ニップ領域から垂直に延びる直線上の距離である、請求項1から4のいずれかに記載の定着装置。

10

20

30

40

#### 【請求項6】

加圧ローラと加熱ローラとを備え、異なる幅を有する複数枚の記録部材を、前記加圧ローラと前記加熱ローラとが接するニップ領域を通過させて、前記記録部材上のトナー像を加圧および加熱して前記記録部材に前記トナー像を定着させる定着装置であって、

前記ニップ領域は、最小幅を有する前記記録部材が通過する第1通過領域と、前記第1通過領域を含み、最小幅を有する前記記録部材よりも大きい幅を有する前記記録部材が通過する第2通過領域と、前記第2通過領域において、前記第1通過領域の両側に位置する第3通過領域と、が規定され、

前記加圧ローラおよび前記加熱ローラの少なくともいずれか一方の外側に、前記加圧ローラおよび前記加熱ローラから輻射される熱を反射する熱線反射部材が配置され、

前記熱線反射部材は、前記第3通過領域を除く、前記第1通過領域に対向する位置にのみ配置されている、定着装置。

## 【請求項7】

請求項1から6のいずれかに記載の定着装置を有する、画像形成装置。

【発明の詳細な説明】

### 【技術分野】

#### [00001]

本発明は、定着装置および画像形成装置に関し、特に、記録部材上に形成されたトナー像を定着させる定着装置および当該定着装置を備えた画像形成装置に関する。

### 【背景技術】

#### [0002]

画像形成装置等に設けられる定着装置では、表面にトナー像が形成された記録部材が導入され、この記録部材が定着装置の内部に設けられた加圧ローラと加熱ローラとにより挟持される領域(ニップ領域)を通過することにより、記録部材上のトナー像が加熱されて記録部材へと定着する。

### [0003]

従来、定着装置において、加圧ローラや加熱ローラから放射される熱損失を少なくするため、たとえば、加圧ローラや加熱ローラの周辺を熱放射(輻射)反射板で覆うなどの手段が講じられてきた(下記特許文献1~3参照)。

#### [0004]

また、小サイズの記録部材(たとえば、 B 5 縦サイズ)に形成されたトナー像の定着時には、加熱ローラの記録部材に接しない加熱ローラの両端部領域においては、記録部材により熱量が奪われないため、記録部材が通過する加熱ローラの中央領域に比較して両端部領域の温度が上昇する傾向にある。

## [0005]

そのため、上記した熱放射(輻射)反射板を、加圧ローラおよび加熱ローラの全長にわたって設けた場合には、加熱ローラの両端部領域の温度がさらに上昇することになる。そこで、加熱ローラの両端部領域の温度を制御するために送風による冷却手段を設ける構成や(下記、特許文献 4 参照)、ヒータ(加熱手段)対して加熱ローラの両端部領域の温度を制御するための機構を設ける構成(下記、特許文献 5 参照)が採用されている。

【先行技術文献】

### 【特許文献】

## [0006]

【特許文献1】特開平05-188805号公報

【特許文献2】特開平09-080952号公報

【特許文献3】特開2004-287318号公報

【 特 許 文 献 4 】 特 開 2 0 0 7 - 3 2 2 4 7 0 号 公 報 【 特 許 文 献 5 】 特 開 2 0 0 6 - 2 5 0 9 6 5 号 公 報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

20

10

30

40

10

20

30

40

50

#### [0007]

特許文献 1 から 3 に開示される装置において、記録部材の搬送速度が上昇すればするほど、加熱ローラの両端部領域の温度上昇は顕著となるため、加熱ローラの両端部領域の温度上昇を抑制するためには、記録部材の印字速度を低下させることが効果的である。しかし、記録部材の印字速度を低下させた場合には、画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させ、ユーザビリティが損なわれることになる。

#### [ 0 0 0 8 ]

また、特許文献4に開示される装置においては、定着装置を冷却するためにさらなるエネルギを消費する必要が生じる。また、特許文献 5 に開示される装置においては、ヒータ(加熱手段)対して温度制御が施されるものの、記録部材へのトナーの定着で消費した電力については何ら考慮されておらず、小サイズの記録部材の定着工程で消費する電力の省エネルギ化を検討する必要がある。

#### [0009]

本発明は、上記課題を解決するためになされたものであり、画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させることなく、定着工程で消費する電力の省エネルギ化を図ることを可能とする構造を備える、定着装置および画像形成装置を提供することを目的とする。

## 【課題を解決するための手段】

### [0010]

この発明に基づいた定着装置においては、加圧ローラと加熱ローラとを備え、異なる幅を有する複数枚の記録部材を、上記加圧ローラと上記加熱ローラとが接するニップ領域を通過させて、上記記録部材上のトナー像を加圧および加熱して上記記録部材に上記トナー像を定着させる定着装置であって、以下の構成を備える。

### [ 0 0 1 1 ]

上記ニップ領域は、最小幅を有する上記記録部材が通過する第1通過領域と、上記第1通過領域を含み、最小幅を有する上記記録部材よりも大きい幅を有する上記記録部材が通過する第2通過領域と、上記第2通過領域において、上記第1通過領域の両側に位置する第3通過領域とが規定される。

## [0012]

上記加圧ローラおよび上記加熱ローラの少なくともいずれか一方の外側において、上記第1通過領域に対向する位置に上記加圧ローラおよび上記加熱ローラから輻射される熱を反射する第1熱線反射部材と、上記第3通過領域に対向する位置に上記加圧ローラおよび上記加熱ローラから輻射される熱を反射する一対の第2熱線反射部材とが配置され、上記第2熱線反射部材は、上記第2熱線反射部材の内表面から上記ニップ領域の上記第1通過領域までの距離を変更するための距離可変機構を含む。

#### [0013]

他の形態では、上記第 1 熱線反射部材および上記第 2 熱線反射部材は、上記加熱ローラに対向する位置に配置され、上記距離可変機構は、上記第 2 熱線反射部材の内表面から上記加熱ローラの表面までの距離を変更する機構を含む。

#### [0014]

他の形態では、上記距離可変機構は、上記第2熱線反射部材の内表面から上記加熱ローラの表面までの距離が、上記第1熱線反射部材の内表面から上記加熱ローラの表面までの距離よりも遠くなる第1距離位置と、上記第2熱線反射部材の内表面から上記加熱ローラの表面までの距離と、上記第1熱線反射部材の内表面から上記加熱ローラの表面までの距離とが同じとなる第2距離位置と、上記第2熱線反射部材が上記加熱ローラの回転軸に対して傾斜することにより、上記第2熱線反射部材の内表面から上記加熱ローラの表面までの距離が、上記第2熱線反射部材の位置によって異なる第3距離位置とが、選択可能に設けられている。

#### [0015]

この発明に基づいた他の定着装置においては、加圧ローラと加熱ローラとを備え、異な

る幅を有する複数枚の記録部材を、上記加圧ローラと上記加熱ローラとが接するニップ領域を通過させて、上記記録部材上のトナー像を加圧および加熱して上記記録部材に上記トナー像を定着させる定着装置であって、以下の構成を備える。

#### [0016]

上記ニップ領域は、最小幅を有する上記記録部材が通過する第1通過領域と、上記第1通過領域を含み、最小幅を有する上記記録部材よりも大きい幅を有する上記記録部材が通過する第2通過領域と、上記第2通過領域において、上記第1通過領域の両側に位置する第3通過領域と、が規定される。

### [0017]

上記加圧ローラおよび上記加熱ローラの少なくともいずれか一方の外側において、上記第1通過領域に対向する位置に上記加圧ローラおよび上記加熱ローラから輻射される熱を反射する第1熱線反射部材と、上記第3通過領域に対向する位置に上記加圧ローラおよび上記加熱ローラから輻射される熱を反射する一対の第2熱線反射部材とが配置され、上記ニップ領域から上記第1熱線反射部材の内表面までの距離よりも、上記ニップ領域から上記第2熱線反射部材の内表面までの距離の方が遠くなるように設けられている。

#### [0018]

他の形態では、上記第 1 熱線反射部材の内表面から上記ニップ領域までの距離、および上記第 2 熱線反射部材の内表面から上記ニップ領域までの距離は、上記加圧ローラの軸芯および上記加熱ローラの軸芯を含む仮想平面上において、上記ニップ領域から垂直に延びる直線上の距離である。

#### [0019]

この発明に基づいた他の定着装置においては、加圧ローラと加熱ローラとを備え、異なる幅を有する複数枚の記録部材を、上記加圧ローラと上記加熱ローラとが接するニップ領域を通過させて、上記記録部材上のトナー像を加圧および加熱して上記記録部材に上記トナー像を定着させる定着装置であって、以下の構成を備える。

### [0020]

上記ニップ領域は、最小幅を有する上記記録部材が通過する第1通過領域と、上記第1通過領域を含み、最小幅を有する上記記録部材よりも大きい幅を有する上記記録部材が通過する第2通過領域と、上記第2通過領域において、上記第1通過領域の両側に位置する第3通過領域とが規定される。

### [0021]

上記加圧ローラおよび上記加熱ローラの少なくともいずれか一方の外側に、上記加圧ローラおよび上記加熱ローラから輻射される熱を反射する熱線反射部材が配置され、上記熱線反射部材は、上記第3通過領域を除く、上記第1通過領域に対向する位置にのみ配置されている。

#### [0022]

この発明に基づいた画像形成装置においては、上述の定着装置を有する。

### 【発明の効果】

## [0023]

この発明に基づいた定着装置および画像形成装置によれば、画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させることなく、定着工程で消費する電力の省エネルギ化を図ることを可能とする構造を備える、定着装置および画像形成装置を提供する。

## 【図面の簡単な説明】

## [0024]

- 【図1】各実施の形態における画像形成装置の構成を説明する図である。
- 【図2】各実施の形態における画像形成装置のブロック図である。
- 【図3】実施の形態1における定着装置の第1斜視図である。
- 【図4】実施の形態1における定着装置の第2斜視図である。
- 【図5】図3および図4中のV-V線矢視断面図である。
- 【図6】加熱ローラを示す図である。

30

20

10

50

- 【図7】実施の形態1における他の定着装置の断面図である。
- 【図8】実施の形態2における定着装置の斜視図である。
- 【図9】図8中のIX-IX線矢視断面図である。
- 【図10】図8中のX-X線矢視断面図である。
- 【図11】実施の形態3における定着装置の斜視図である。
- 【図12】図11中のXII-XII線矢視断面図である。
- 【図13】図11中のXIII-XIII線矢視断面図である。
- 【図14】(A)~(D)は、実施の形態3で採用されるコイルばねの変化の状態を示す図である。
- 【図15】実施の形態3における定着装置の他の状態を示す斜視図である。
- 【図16】図15中のXVI・XVI線矢視断面図である。
- 【図17】実施の形態4における定着装置の斜視図である。
- 【図18】実施の形態4における定着装置の第1平面図である。
- 【図19】図18中のXIX-XIX線矢視断面図である。
- 【図20】実施の形態4における定着装置の距離可変機構で選択された第1距離位置の状態を示す図であり、図18中のXXで囲まれた領域の部分拡大図である。
- 【図21】実施の形態4における定着装置の第2平面図である。
- 【図22】図21中のXXII-XXII線矢視断面図である。
- 【図23】実施の形態4における定着装置の距離可変機構で選択された第2距離位置の状態を示す図であり、図21中のXXIIIで囲まれた領域の部分拡大図である。
- 【図24】実施の形態4における定着装置の第3平面図であり、距離可変機構で選択された第3距離位置の状態を示す図である。
- 【図 2 5 】実施の形態 4 における定着装置の距離可変機構で選択された第 4 距離位置の状態を示す図である。
- 【図26】実施の形態4における定着装置の距離可変機構の制御フローを示す図である。
- 【図27】(A)~(D)は、他の実施の形態における定着装置の概略機構を示す図である。
- 【発明を実施するための形態】
- [0025]

本発明に基づいた各実施の形態における定着装置および画像形成装置について、以下、図を参照しながら説明する。なお、以下に説明する実施の形態において、個数、量などに言及する場合、特に記載がある場合を除き、本発明の範囲は必ずしもその個数、量などに限定されない。また、同一の部品、相当部品に対しては、同一の参照番号を付し、重複する説明は繰り返さない場合がある。また、各実施の形態における構成を適宜組み合わせて用いることは当初から予定されていることである。

[0026]

本実施の形態では、画像形成装置の一例として、カラー画像を形成するタンデム型のカラープリンタが示されている。なお、本発明に従った画像形成装置は、定着装置を備えていればよく、モノクロプリンタであっても良い。

[0027]

[画像形成装置100の全体構成]

図1は、以下に示す各実施の形態における定着装置110A~110Dを備えることが可能な画像形成装置100の構成を説明する図である。図1を参照して、画像形成装置100は、外観を構成する外装カバー101を備え、画像形成装置100の内部でプリントされた記録部材(以下、転写用紙と称する。)が排出口108から搬出される。

[0028]

画像形成装置100は、画像形成のために、それぞれが回転する4つの感光体104と、感光体104のそれぞれの転写位置にて形成されるトナー像を順次積層して転写する中間転写ベルト105と、中間転写ベルト105の移動面まわりに設定される転写位置に設けられた転写ローラ106とを有する。

10

20

30

40

#### [0029]

転写位置には、給紙ローラ103を用いて、給紙カセット102に格納されている転写用紙が搬送される。給紙カセット102には図示しないが転写用紙の有無を検出するセンサが設けられており、給紙カセット102がセットされていない場合や、転写用紙が無くなった場合には、図示しない表示パネル等でユーザに通知される。

#### [0030]

画像形成装置100では、転写用紙に印字する画像データに基づいて、感光体104に 静電潜像が形成される。感光体104に形成された静電潜像が現像によりトナーで顕像化 され、中間転写ベルト105に順次に積層される。中間転写ベルト105上に静電転写さ れ合成し終わったトナー像は、転写位置にて転写ローラ106からの静電的な吸引に基づ き、転写用紙の上に静電的に一括して転写される。

#### [0031]

トナー像が転写された転写用紙は、定着装置110を通過する。定着装置110の通過により、トナー像が転写された転写用紙には、熱と圧力とが加えられ転写用紙上のトナー像が定着する。当該工程により転写用紙上への画像形成が完了する。その後、転写用紙は、排出口108から排出される。

### [0032]

「画像形成装置100のブロック図1

図2は、画像形成装置100のブロック図である。図2を参照して、画像形成装置100は、当該画像形成装置100の動作を全体的に制御する中央制御部1を含む。中央制御部1は、CPU (Central Processing Unit)を含む。

#### [0033]

画像形成装置100は、中央制御部1が実行するプログラム等のデータを含むROM(Read Only Memory)3と、中央制御部1がプログラムを実行する際のワーキングエリアとなるRAM(Random Access Memory)2と、中央制御部1がプログラムを実行する際の設定値等の各種のデータを記憶するメモリ4と、画像形成装置100の状態を表示する表示部および外部から情報を入力するためのボタン等の入力部とを含む操作部5と、ネットワーク9Aを介して外部の機器との間で通信をする際のインターフェイスとなるネットワークI/F(インターフェイス)9とを含む。

## [0034]

画像形成装置100においては、感光体104への静電潜像の形成、中間転写ベルト105の回転、転写ローラ106の回転、給紙ローラ103の回転、給紙カセット102における転写用紙の有無等のセンサによる検出信号の処理など、画像形成動作において静電潜像を形成して現像し、給紙カセット102の転写用紙に対してトナー像を転写し、定着装置110に転写用紙を導入するまで処理、および、定着装置110を経た転写用紙を排出口108から排出するまでの処理が、画像形成部6によって実行される。画像形成部6の動作は、中央制御部1によって制御される。

### [0035]

定着装置110は、当該定着装置110の動作を全体的に制御する定着装置制御部31 0を含む。定着装置110では、定着装置制御部310は、各種センサ315の検出出力に基づき、ハロゲンヒータ313(加熱源)および各種モータ314の動作を制御する。

#### [0036]

(実施の形態1)

[定着装置110Aの構成]

図3から図7を参照して、本実施の形態における定着装置110Aの構成について説明する。なお、図3および図4は、本実施の形態における定着装置110Aの第1および第2斜視図、図5は、図3および図4中のV-V線矢視断面図、図6は、加熱ローラを示す図、図7は、他の定着装置の断面図である。

### [0037]

図3から図5を参照して、定着装置110Aは、その外郭を覆うハウジング28を含む

10

20

30

40

。定着装置110Aでは、ハウジング28の上部側(転写用紙の搬送方向下流側)に搬出口24が設けられ、反対側の下部側(転写用紙の搬送方向上流側)に搬入口26が設けられる。

#### [0038]

搬入口26には、ガイド部材42が設けられている。なお、ガイド部材42を駆動機構に駆動されるよう構成すれば、搬入口26を開閉するシャッタとして機能させることも可能である。

## [0039]

ハウジング28の内部には、加圧ローラ(加圧部材)20と、ハロゲンヒータ313を 内蔵する加熱ローラ(加熱部材)22とが設けられる。

#### [0040]

ハウジング28の下部側の搬入口26から搬入された転写用紙は、加圧ローラ20および加熱ローラ22により挟まれるニップ領域(定着ニップ部)nを通過する。これにより、転写用紙上のトナー像が加圧および加熱され、転写用紙にトナー像が定着する。その後、転写用紙は、搬出口24から定着装置110外へと送り出される。

#### [0041]

定着装置110では、転写用紙は、加圧ローラ20と加熱ローラ22とにより、ニップ領域(定着ニップ部)nを形成するように圧接される。当該ニップ領域nは、転写用紙の通紙時に転写用紙以外の領域で隙間が生じないように形成される。

## [0042]

再び、図2を参照して、定着装置110では、加熱ローラ22の表面温度を検出する図示せぬ温度センサが備えられている。定着装置制御部310は、当該温度センサによって検出される温度に基づいて、ハロゲンヒータ313のオン/オフを制御する。

#### [ 0 0 4 3 ]

また、定着装置制御部 3 1 0 は、定着装置 1 1 0 に転写用紙が導入されるタイミングに応じて、加熱ローラ 2 2 および加圧ローラ 2 0 を回転させる図示せぬモータ(各種モータ 3 1 4 に含まれる)の駆動を制御する。

#### [0044]

再び、図3から図4を参照して、本実施の形態における定着装置110では、加熱ローラ22の外側において、加熱ローラ22に対して対向する位置に熱線反射部材201が設けられている。ここで、図6を参照して、加熱ローラ22を参照して、ニップ領域nについて説明する。ニップ領域nは、最小幅を有する記録部材が通過する第1通過領域L1と、この第1通過領域L1を含み、最小幅を有する記録部材よりも大きい幅を有する記録部材が通過する第2通過領域L2と、第2通過領域L2において、第1通過領域L1の両側に位置する第3通過領域L3とが規定される。

## [0045]

再び、図3および図4を参照して、本実施の形態における熱線反射部材201は、両側の第3通過領域L3を除く、第1通過領域L1に対向する位置にのみ配置されている。したがって、両側の第3通過領域L3においては、熱線反射部材201は設けられていない

## [0046]

図5を参照して、熱線反射部材201の断面形状は、加熱ローラ22の外表面に沿う球面形状部201aと、接線方向に延びる延長部201bとを有している。熱線反射部材201は、支持部材222,23により、ハウジング28の内部に固定されている。なお、全体が、加熱ローラ22の外表面に沿う球面形状部201aのみで構成されていても良い。

## [0047]

熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)は、約7mm~約9mm程度であると良い。なお、熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22 の表面までの距離(S1)とは、加圧ローラ20の軸芯A1および加熱ローラ22の軸芯 10

20

30

40

A 2 を含む仮想平面 P の上において、加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 から垂直に延びる直線上の距離を意味する。

## [0048]

なお、熱線反射部材 2 0 1 の内表面からニップ領域 n までの距離 ( S ) を用いても良いが、加熱ローラ 2 2 の外径は一定であることから、ここでは、熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離 ( S 1 ) を用いることとする。

#### [0049]

熱線反射に用いられる材料としては、銀、銅、アルミがの望ましく、ハウジング28と同一の材料の表面に銀、銅、またはアルミのシート部材を貼付ける構成、熱線反射部材201そのものを銀、銅、またはアルミで製作する構成、または、樹脂材料に銀、銅、またはアルミを添加して成形する構成の採用が可能である。

#### [0050]

(作用・効果)

以上、本実施の形態における定着装置110Aおよびこの定着装置110Aを備えた画像形成装置100によれば、ニップ領域nの第1通過領域L1に対向する位置にのみ熱線反射部材201が配置され、第3通過領域L3に対向する位置には熱線反射部材は設けられていない。

## [0051]

これにより、第1通過領域L1においては、加熱ローラ22から輻射される熱は、熱線反射部材201側に反射され保温効果が維持される。一方、第1通過領域L1のみを通過する最小幅用紙への画像形成時には、第3通過領域L3においては、熱線反射部材201は設けられていないことから、第3通過領域L3において放熱が促され、第3通過領域L3における加熱ローラ22の温度上昇を抑制することが可能となる。

#### [0052]

その結果、第3通過領域L3における加熱ローラ22の温度上昇に対して、冷却手段を設ける必要がなくなり、画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させることなく、定着工程で消費する電力の省エネルギ化を図ることが可能となる。

#### [0053]

なお、本実施の形態においては、加熱ローラ22の外側に熱線反射部材201を設ける構成を図示したが、図7に示すように、加圧ローラ20の外側にも、熱線反射部材201 を設けることが可能であり、また、加熱ローラ22または加圧ローラ20のいずれか一方に、熱線反射部材201を設けることも可能である。

#### [0054]

加圧ローラ20の外側に熱線反射部材201を設けた場合には、熱線反射部材201の内表面から加圧ローラ20の表面までの距離(S1)とは、加圧ローラ20の軸芯A1および加熱ローラ22の軸芯A2を含む仮想平面Pの上において、加圧ローラ20の軸芯A1から垂直に延びる直線上の距離を意味することとなる。なお、熱線反射部材201の内表面からニップ領域nまでの距離を用いても良いが、加圧ローラ20の外径は一定であることから、ここでは、熱線反射部材201の内表面から加圧ローラ20の表面までの距離を用いることとする。

## [ 0 0 5 5 ]

(実施の形態2)

「定着装置110Bの構成]

図8から図10を参照して、本実施の形態における定着装置110Bの構成について説明する。なお、図8は、定着装置110Bの斜視図、図9は、図8中のIX-IX線矢視断面図、図10は、図8中のX-X線矢視断面図である。

#### [0056]

図8を参照して、定着装置110Bの基本的構成は、上記実施の形態1における定着装置110Aと同じであり、相違点は、第1通過領域L1の両側に位置する第3通過領域L3に対向する位置に、一対の第2熱線反射部材210が設けられている点にある。図9に

10

20

30

40

示すように、第1通過領域 L 1 に対向する位置に配置されている第1 熱線反射部材 2 0 1 は、上記実施の形態 1 における定着装置 1 1 0 A に設けられる熱線反射部材 2 0 1 と同一である。

### [0057]

図10を参照して、第2熱線反射部材210の断面形状は、加熱ローラ22の外表面に沿う球面形状部210aと接線方向に延びる延長部210bとを有している。第2熱線反射部材210は、支持部材222,223により、ハウジング28の内部に固定されている。なお、全体が、加熱ローラ22の外表面に沿う球面形状部210aのみで構成されていても良い。

## [0058]

第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S2)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)よりも遠くなるようように設けられており、距離(S2)は約11mm~約13mm程度であると良い。第2熱線反射部材210の熱線反射に用いられる材料等は、第1熱線反射部材201と同じである。

#### [0059]

なお、第 1 熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離( S 1 )、および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離( S 2 )は、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 および加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 を含む仮想平面 P 上において、加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 から垂直に延びる直線上の距離を意味する。

#### [0060]

なお、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210の内表面からニップ領域 nまでの距離を用いても良いが、加熱ローラ22の外径は一定であることから、ここでは 、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の 表面までの距離を用いることとする。

### [0061]

## (作用・効果)

以上、本実施の形態における定着装置110Bおよびこの定着装置110Bを備えた画像形成装置100によれば、ニップ領域nの第1通過領域L1に対向する位置に第1熱線反射部材201が配置され、第3通過領域L3に対向する位置に、一対の第2熱線反射部材210設けられ、加熱ローラ22の表面から第1熱線反射部材201の内表面までの距離(S1)よりも、加熱ローラ22の表面から第2熱線反射部材210の内表面までの距離(S2)の方が遠くなるように設けられている。

## [0062]

これにより、第2通過領域L2を通過する最大幅用紙の画像形成においては、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210が設けられていることから、全体としての保温効果が維持される。

### [0063]

一方、第1通過領域L1のみを通過する最小幅用紙への画像形成時には、第3通過領域L3においては、第2熱線反射部材210の内面と加熱ローラ22の表面までの距離が、第1熱線反射部材201の場合に比べて広く設けられているため放熱が促される。これにより、第3通過領域L3における加熱ローラ22の温度上昇を抑制することが可能となる

## [0064]

その結果、第3通過領域L3における加熱ローラ22の温度上昇に対して、冷却手段を設ける必要がなくなり、画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させることなく、定着工程で消費する電力の省エネルギ化を図ることが可能となる。

#### [0065]

なお、本実施の形態においては、加熱ローラ22の外側に第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設ける構成を図示したが、図7に示した場合と同様に、加圧

10

20

30

40

ローラ 2 0 の外側にも、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 を設けることが可能であり、また、加熱ローラ 2 2 または加圧ローラ 2 0 のいずれか一方に、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 を設けることも可能である。

#### [0066]

加圧ローラ 2 0 の外側に第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 を設けた場合には、第 1 熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離( S 1 )、および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離( S 2 )は、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 および加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 を含む仮想平面 P の上において、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 から垂直に延びる直線上の距離を意味することとなる。なお、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面からニップ領域 n までの距離を用いても良いが、加圧ローラ 2 0 の外径は一定であることから、ここでは、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離を用いることとする。

## [0067]

(実施の形態3)

「定着装置110Cの構成]

図11から図16を参照して、本実施の形態における定着装置110Cの構成について説明する。なお、図11は、定着装置110Cの斜視図、図12は、図11中のXII・ X II線矢視断面図、図13は、図11中のXIII・XIII線矢視断面図、図14( A)~(D)は、コイルばね303の変化の状態を示す図、図15は、定着装置の他の状態を示す斜視図、図16は、図15中のXVI・XVI線矢視断面図である。

#### [0068]

本実施の形態における定着装置110Cと上記実施の形態における定着装置110Bとの相違点は、本実施の形態における定着装置110Cは、第2熱線反射部材210が、加熱ローラ22の表面までの距離を変更するための距離可変機構を含んでいる点にある。したがって、以下の説明では、第2熱線反射部材210に設けられる距離可変機構について詳細に説明する。なお、図12に示す第1熱線反射部材201の構成は、上記実施の形態と同じであるため、ここでの詳細な説明は省略する。

## [0069]

図11および図13を参照して、本実施の形態おける距離可変機構として、ハウジング28の内部において、加熱ローラ22に対して並行に配置されるバー301と、複数のコイルばね303とを有している。バー301の両端は、ハウジング28の内部に固定されている。

## [0070]

第2熱線反射部材210は、上記実施の形態2と同じ形状を有している。第2熱線反射部材210の図示における上端部分においては、その内面と上記バー301との間にコイルばね303が配置されている。コイルばね303の一端が第2熱線反射部材210の内面に固定され、コイルばね303の他端が第2熱線反射部材210に固定されている。

## [0071]

また、各第2熱線反射部材210には、それぞれ2個のコイルばね303が固定されている。第2熱線反射部材210の図示における下端部分においては、上記実施の形態2と同様に、支持部材223により、ハウジング28の内部に固定されている。

## [0072]

ここで、図14を参照して、コイルばね303について説明する。本実施の形態におけるコイルばね303は、形状記憶合金により成形されている。本実施の形態で用いるコイルばね303は、変態温度以下の場合には、最も縮んだ状態となり、(B)および(D)に示す状態となる。一方、変態温度以下の場合には、最も延びた状態となり、(A)および(C)に示す状態となる。本実施の形態においては、変態温度は、約200 に設定されている。

## [0073]

50

10

20

30

再び、図11および図13を参照して、これらの図では、第3通過領域L3の温度が200 以上となり、コイルばね303が最も延びた状態を示している。したがって、この状態では、実施の形態2の場合と同様に、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S2)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)よりも遠くなるようように設けられており、距離(S2)は約11mm~約13mm程度となる。

[0074]

一方、図15および図16を参照して、これらの図では、第3通過領域L3の温度が200 以下であり、コイルばね303が最も縮んだ状態を示している。したがって、この状態では、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)と同じ距離となる。

10

[0075]

なお、第 1 熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離( S 1 )、および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離( S 2 )は、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 および加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 を含む仮想平面 P 上において、加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 から垂直に延びる直線上の距離を意味する。

[0076]

なお、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210の内表面からニップ領域nまでの距離を用いても良いが、加熱ローラ22の外径は一定であることから、ここでは、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離を用いることとする。

20

[0077]

(作用・効果)

以上、本実施の形態における定着装置110 C およびこの定着装置110 C を備えた画像形成装置100によれば、第2熱線反射部材210に、加熱ローラ22の表面までの距離を変更するための距離可変機構を含んでいる。この構成を採用した場合には、第2通過領域L2を通過する最大幅用紙の画像形成においては、第3通過領域L3の温度が200以下となることが想定されているため、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)と同じ距離となり、全体としての保温効果が維持される。

30

[0078]

一方、第1通過領域L1のみを通過する最小幅用紙への画像形成時には、第3通過領域L3においては、第3通過領域L3の温度が200 以上となることが想定されているため、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S2)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)よりも遠くなり、放熱が促される。これにより、第3通過領域L3における加熱ローラ22の温度上昇を抑制することが可能となる。

[0079]

その結果、電力消費をより効率的に行ないながら、安定した定着性能を確保することが可能となる。また、第3通過領域L3における加熱ローラ22の温度上昇に対して、冷却手段を設ける必要がなくなり、画像形成装置の画像形成処理能力(生産性)を低下させることなく、定着工程で消費する電力の省エネルギ化を図ることが可能となる。

40

[0080]

なお、本実施の形態においては、加熱ローラ22の外側に第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設ける構成を図示したが、図7に示した場合と同様に、加圧ローラ20の外側にも、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設けることが可能であり、また、加熱ローラ22または加圧ローラ20のいずれか一方に、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設けることも可能である。

[0081]

10

20

30

40

50

加圧ローラ 2 0 の外側に熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 を設けた場合には、第 1 熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離(S 1)、および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離(S 2)は、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 および加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 を含む仮想平面 P の上において、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 から垂直に延びる直線上の距離を意味することとなる。なお、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面からニップ領域 n までの距離を用いても良いが、加圧ローラ 2 0 の外径は一定であることから、ここでは、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離を用いることとする。

#### [0082]

(実施の形態4)

「定着装置110Dの構成]

まず、図17から図20を参照して、本実施の形態における定着装置110Dの構成について説明する。なお、図17は、定着装置110Dの斜視図、図18は、定着装置110Dの第1平面図、図19は、図18中のXIX・XIX線矢視断面図、図20は、定着装置110Dの距離可変機構で選択された第1距離位置の状態を示す図であり、図18中のXXで囲まれた領域の部分拡大図である。

#### [0083]

本実施の形態における定着装置 1 1 0 D と上記実施の形態における定着装置 1 1 0 C との相違点は、第 2 熱線反射部材 2 1 0 の加熱ローラ 2 2 の表面までの距離を変更するための距離可変機構が異なる点にある。したがって、以下の説明では、第 2 熱線反射部材 2 1 0 に設けられる距離可変機構について詳細に説明する。

#### [0084]

図17および図18を参照して、本実施の形態おける距離可変機構として、ハウジング28の内部において、加熱ローラ22に対して並行に配置されるバー301と、このバー301に対して並行に配置される摺動バー401と、摺動バー401の一方端側に設けられる定着装置側ドッキングギヤ402bと、この定着装置側ドッキングギヤ402bに設けられ、表面に雌ねじが形成された軸芯402dと、この軸芯402dに螺合し、定着装置側ドッキングギヤ402bの回転に伴って摺動バー401を移動させる連結部402cと、図示しないステッピングモータにより、定着装置側ドッキングギヤ402bに噛み合い、回転力を伝達する画像形成装置側ドッキングギヤ402aとを有している。

## [0085]

第2熱線反射部材210は、上記実施の形態2と同じ形状を有している。第2熱線反射部材210の図示する上端部分の摺動バー401に対向する所定位置には、それぞれ第1反射部材突起250aと第2反射部材突起250bとが設けられ、摺動バー401の第2熱線反射部材210に対向する所定位置には、それぞれ第1摺動バー突起401a、第2摺動バー突起401b、第3摺動バー突起401c、および第4摺動バー突起401dが設けられている。

## [0086]

第2熱線反射部材210の内面と上記バー301との間にコイルばね403が配置されている。コイルばね403の一端が第2熱線反射部材210の内面に固定され、コイルばね403の他端が第2熱線反射部材210に固定されている。本実施の形態におけるコイルばね403は、一般的な弾性コイルばねである。

## [0087]

また、各第2熱線反射部材210には、それぞれ2個のコイルばね303が固定されている。第2熱線反射部材210の図示における下端部分においては、上記実施の形態2と同様に、支持部材223により、ハウジング28の内部に固定されている。

## [0088]

(距離可変機構の動作)

次に、本実施の形態における距離可変機構の動作について、図18、図20、図21か

ら図26を参照して説明する。なお、図21は、定着装置110Dの第2平面図、図22は、図21中のXXII-XXII線矢視断面図、図23は、定着装置110Dの距離可変機構で選択された第2距離位置の状態を示す図であり、図21中のXXIIIで囲まれた領域の部分拡大図、図24は、定着装置110Dの第3平面図であり、距離可変機構で選択された第3距離位置の状態を示す図、図25は、定着装置110Dの距離可変機構で選択された第4距離位置の状態を示す図、図26は、定着装置110Dの距離可変機構の制御フローを示す図である。

## [0089]

(第1距離位置)

図18および図20を参照して、定着装置1100の距離可変機構で選択された第1距離位置の状態について説明する。この第1距離位置においては、ステッピングモータの回転ステップ数の制御により、連結部402cが最も定着装置側ドッキングギヤ402b側に位置した状態を示している。第2熱線反射部材210の第1反射部材突起250aおよび第2反射部材突起250bが、摺動バー401の第1摺動バー突起401a、第2摺動バー突起401b、第3摺動バー突起401c、および第4摺動バー突起401dのいずれとも当接していない状態である。

### [0090]

この第1距離位置は、コイルばね303が最も延びた状態を示している。したがって、この状態では、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S2)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)よりも遠くなるようように設けられており、距離(S2)は約11mm~約13mm程度となる。

[0091]

なお、第 1 熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離 ( S 1 ) 、および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加熱ローラ 2 2 の表面までの距離 ( S 2 ) は、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 および加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 を含む仮想平面 P 上において、加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 から垂直に延びる直線上の距離を意味する。

[0092]

なお、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210の内表面からニップ領域nまでの距離を用いても良いが、加熱ローラ22の外径は一定であることから、ここでは、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離を用いることとする。

[0093]

(第2距離位置)

図21から図23を参照して、定着装置1100の距離可変機構で選択された第2距離位置の状態について説明する。この第2距離位置においては、ステッピングモータの回転ステップ数の制御により、定着装置側ドッキングギヤ402bが回転して、連結部402cが所定距離、図示において矢印に示す方向に移動した状態を示している。第2熱線反射部材210の第1反射部材突起250bと摺動バー突起401aとが当接し、第2熱線反射部材210の第2反射部材突起250bと摺動バー401の第2摺動バー突起401bとが当接している状態を示している。

[0094]

この第2距離位置は、コイルばね303が最も縮んだ状態を示している。したがって、この状態では、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)は、第1熱線反射部材201の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離(S1)と同じ距離となる。

[0095]

(第3距離位置)

図24を参照して、定着装置110Dの距離可変機構で選択された第3距離位置の状態について説明する。この第3距離位置においては、ステッピングモータの回転ステップ数

10

20

30

40

の制御により、定着装置側ドッキングギヤ402bがさらに回転して、連結部402cが 所定距離、図示において矢印に示す方向にさらに移動した状態を示している。第2熱線反射部材210の第2反射部材突起250bと摺動バー401の第3摺動バー突起401c とが当接している状態を示している。

### [0096]

この第3距離位置では、図24に示すように、それぞれの第2熱線反射部材210が加熱ローラ22の軸芯A2に対して傾斜することにより、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離が、第2熱線反射部材210の位置によって異なるように設けられている。具体的には、第2熱線反射部材210は内側に向けて、加熱ローラ22の表面までの距離が徐々に近くなるように傾斜している。

[0097]

(第4距離位置)

図25を参照して、定着装置11000距離可変機構で選択された第4距離位置の状態について説明する。この第4距離位置においては、ステッピングモータの回転ステップ数の制御により、定着装置側ドッキングギヤ402bがさらに回転して、連結部402cが所定距離、図示において矢印に示す方向にさらに移動した状態を示している。第2熱線反射部材210の第1反射部材突起250aと摺動バー401の第4摺動バー突起401dとが当接している状態を示している。

[0098]

この第4距離位置では、図25に示すように、それぞれの第2熱線反射部材210が加熱ローラ22の軸芯A2に対して傾斜することにより、第2熱線反射部材210の内表面から加熱ローラ22の表面までの距離が、第2熱線反射部材210の位置によって異なるように設けられている。具体的には、第2熱線反射部材210は外側に向けて、加熱ローラ22の表面までの距離が徐々に近くなるように傾斜している。

[0099]

(距離可変機構の制御フロー)

図26を参照して、上記距離可変機構の制御フローの一例について説明する。印字動作開始後(S10)、第3通過領域L3の温度を確認する(S20)。第3通過領域L3の第1確認設定温度(C1)を、たとえば170 に設定した場合に、第3通過領域L3の温度が第1確認設定温度(C1)以下の場合には、第1通過領域L1との温度差がないと判断して(NO)、第2熱線反射部材210の位置を、上記第2距離位置となるように制御する(S50)。

[0100]

また、第3通過領域L3が第1確認設定温度(C1)よりも高く、第2確認設定温度(C2)よりも低い場合には、第3通過領域L3が温度上昇傾向にあるものの、輻射熱の抑制を緩やかにしたいと判断して、第2熱線反射部材210の位置を、上記第3距離位置または第4距離となるように制御する(S60)。なお、ここでは、第3通過領域L3の第2確認設定温度(C2)を、たとえば200 に設定する。

[0101]

また、第3通過領域L3が第2確認設定温度(C2)よりも高い場合には、第3通過領域L3の温度上昇が大きいと判断して、第2熱線反射部材210の位置を、上記第1距離位置となるように制御する(S40)。

[0102]

(作用・効果)

以上、本実施の形態における定着装置110Dおよびこの定着装置110Dを備えた画像形成装置100によれば、第2熱線反射部材210に、加熱ローラ22の表面までの距離を段階的に変更するための距離可変機構を含んでいる。この構成を採用した場合には、第2通過領域L2を通過する最大幅用紙の画像形成においては、実施の形態3と同様の効果に加え、第3および第4距離位置の選択が可能となり、第3通過領域L3における輻射レベルを変動させることが可能となる。その結果、電力消費をより効率的に行ないながら

10

20

30

40

10

20

30

40

50

、安定した定着性能を確保することが可能となる。

### [0103]

なお、本実施の形態においては、加熱ローラ22の外側に第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設ける構成を図示したが、図7に示した場合と同様に、加圧ローラ20の外側にも、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設けることが可能であり、また、加熱ローラ22または加圧ローラ20のいずれか一方に、第1熱線反射部材201および第2熱線反射部材210を設けることも可能である。

### [0104]

加圧ローラ 2 0 の外側に熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 を設けた場合には、第 1 熱線反射部材 2 0 1 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離(S 1)、および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離(S 2)は、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 および加熱ローラ 2 2 の軸芯 A 2 を含む仮想平面 P の上において、加圧ローラ 2 0 の軸芯 A 1 から垂直に延びる直線上の距離を意味することとなる。なお、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面からニップ領域 n までの距離を用いても良いが、加圧ローラ 2 0 の外径は一定であることから、ここでは、第 1 熱線反射部材 2 0 1 および第 2 熱線反射部材 2 1 0 の内表面から加圧ローラ 2 0 の表面までの距離を用いることとする。

#### [0105]

なお、図27(A)~(D)を参照して、上記実施の形態における各定着装置においては、(A)に示すように、ローラ形態タイプの加圧ローラ20と加熱ローラ22とを採用し、加熱ローラ22の内部にハロゲンヒータ313(加熱源)を配置する構成を採用したが、この構成に限定されるものではない。(B)に示すように、加熱ローラにベルトタイプの加熱ローラ22Aを採用することも可能である。また、(C)に示すように、加圧ローラにベルトタイプの加圧ローラ20Aを採用することも可能である。また、(D)に示すように、ハロゲンヒータ313(加熱源)が外部に設けられた加熱ローラ22Bを採用することも可能である。

## [0106]

なお、図1に示す画像形成装置においては、定着装置110の配置に対して、記録部材を縦方向(下から上方向)に搬送する場合を示しているが、本発明はこの搬送方向に限定されるものではない。たとえば、記録部材を横方向(左右方向)に搬送する構成を採用する定着装置および画像形成装置に対しても、本発明の構成を採用することが可能である。

## [0107]

今回開示された実施の形態はすべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した説明ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

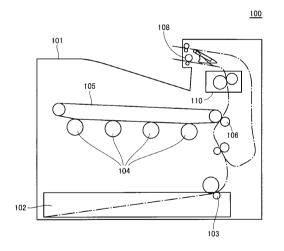
## 【符号の説明】

### [0108]

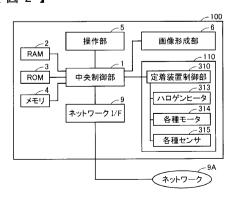
1 中央制御部、4 メモリ、5 操作部、6 画像形成部、2 0 , 2 0 A 加圧ローラ、2 2 , 2 2 A , 2 2 B 加熱ローラ、2 4 搬出口、2 6 搬入口、2 8 八ウジング、4 2 ガイド部材、1 0 0 画像形成装置、1 1 0 A ~ 1 1 0 D 定着装置、1 0 1 外装カバー、1 0 2 給紙カセット、1 0 3 給紙ローラ、1 0 4 感光体、1 0 5 中間転写ベルト、1 0 6 転写ローラ、1 0 8 排出口、2 0 1 熱線反射部材(第 1 熱線反射部材)、2 0 1 a , 2 1 0 a 球面形状部 , 2 0 1 b , 2 1 0 b 延長部、2 1 0 b 第 2 熱線反射部材突起、2 2 2 , 2 2 3 支持部材、2 5 0 a 第 1 反射部材突起、2 5 0 b 第 2 反射部材突起、3 0 1 バー、3 0 3 , 4 0 3 コイルばね、3 1 0 定着装置制御部、3 1 3 ハロゲンヒータ、3 1 4 各種モータ、3 1 5 各種センサ、4 0 1 個別バー突起、4 0 1 a 第 1 摺動バー突起、4 0 1 b 第 2 摺動バー突起、4 0 1 c 第 3 摺動バー突起、4 0 1 d 第 4 摺動バー突起、4 0 2 c 連結部、4 0 2 d 軸芯、L 1 第

1 通過領域、L2 第2通過領域、L3 第3通過領域、n ニップ領域。

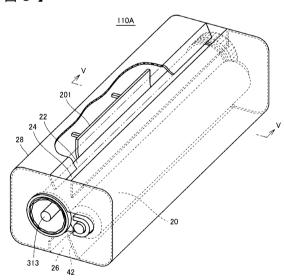
# 【図1】



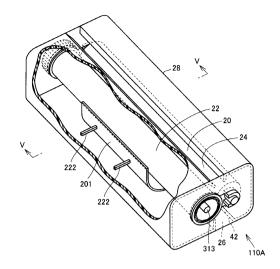
## 【図2】



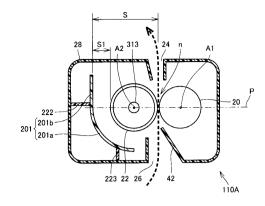
【図3】



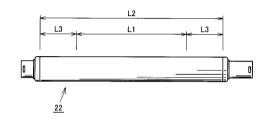
【図4】



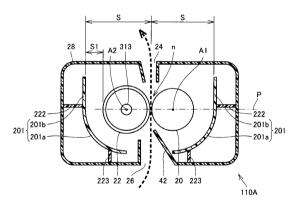
【図5】



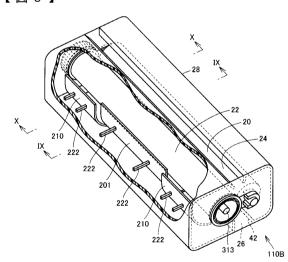
【図6】



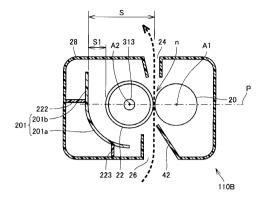
【図7】



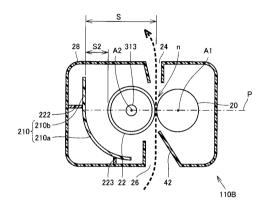
【図8】



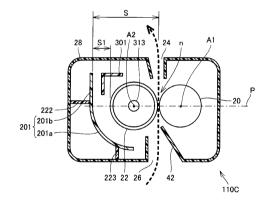
【図9】



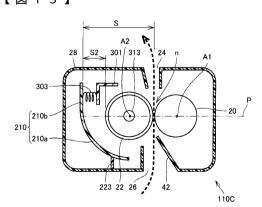
【図10】



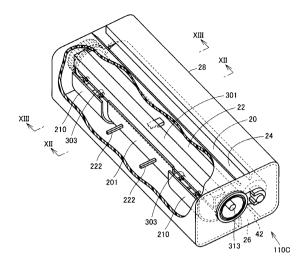
【図12】



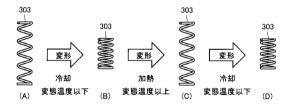
【図13】



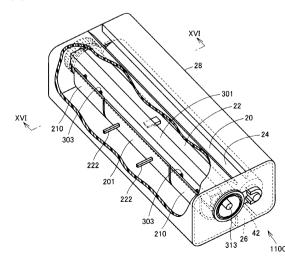
【図11】



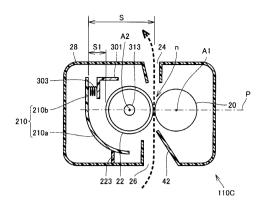
【図14】



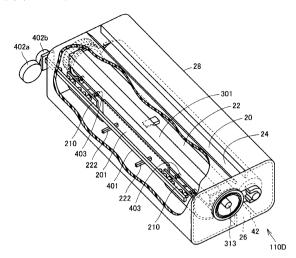
【図15】



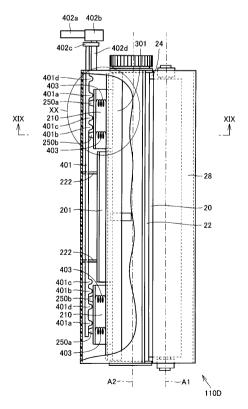
【図16】



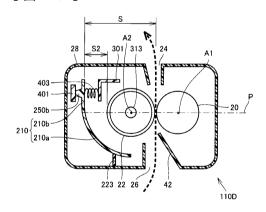
【図17】



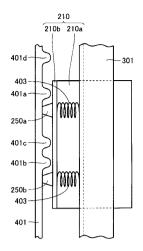
【図18】



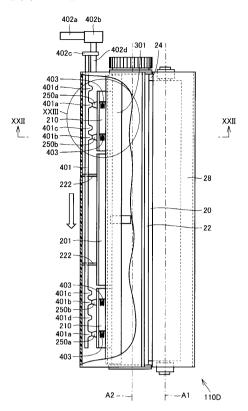
【図19】



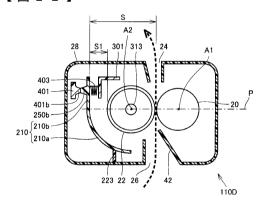
【図20】



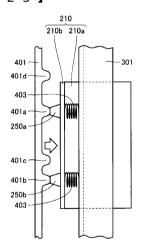
【図21】



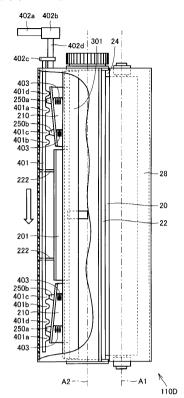
【図22】



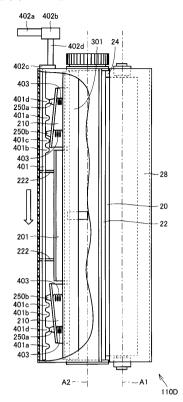
【図23】



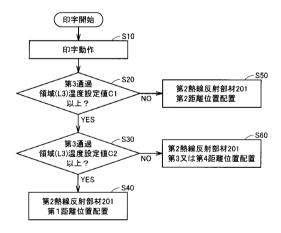
## 【図24】



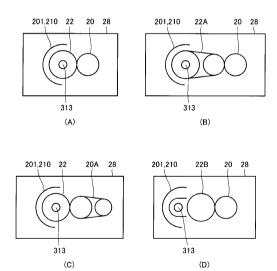
## 【図25】



【図26】



【図27】



## フロントページの続き

(72)発明者 霜山 淳彦

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社内

(72)発明者 佐藤 正幸

東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社内

(72)発明者 鈴木 康啓

東京都千代田区丸の内一丁目 6 番 1 号 コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社内 F ターム(参考) 2H033 AA32 AA33 BA08 BA10 BA11 BA26 BB01 BB18 BB23 BB28 CA26